

●令和3年度の情報公開制度の運用結果

〈請求件数〉

年度	請求件数	処理件数
令和3年度	20件	20件
令和2年度(参考)	38件	38件

〈実施機関別の決定の内訳〉

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合計
市長	12件	7件	0件	0件	0件	0件	19件
教育委員会	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
合計	13件	7件	0件	0件	0件	0件	20件

※複数に該当する場合は、それぞれに計上しています。

〈部分公開とした理由〉

理由	件数
法令秘情報	1件
個人に関する情報	5件
法人等に関する情報	2件
公共の安全等に関する情報	2件
合計	10件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

●令和3年度の個人情報保護制度の運用結果

〈開示請求件数〉

年度	請求件数	処理件数
令和3年度	4件	4件
令和2年度(参考)	5件	5件

〈実施機関別の決定の内訳〉

実施機関名	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	合計
市長	1件	0件	0件	1件	0件	2件
教育委員会	0件	2件	0件	0件	0件	2件
合計	1件	2件	0件	1件	0件	4件

〈部分開示とした理由〉

理由	件数
個人に関する情報	2件

情報公開制度・個人情報保護制度の利用方法と運用結果

市では、市が保有する公文書を公開する「情報公開制度」を定めています。また、保有する個人情報に適正に取り扱うため、「個人情報保護制度」により必要なルールを定めています。市政に関する情報の公開・開示は、皆さんからの請求に基づいて行っています。なお、行政情報コーナー(市役所1階受付)では、市の予算書等を閲覧することができますのでご利用ください。

◆情報公開制度
市が保有する全ての公文書が対象となります。ただし、個人情報や法令または条例の規定などによって公開することができない情報は対象となりません。

▼情報公開の請求
公開の請求は各窓口で行えます。受付日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行います。

▼情報公開の請求ができる方
①市内在住の方
②市内に事務所または事業所がある方
③市内に在勤または在学している方
④市の行う事務または事業に利害関係を有する方

▼請求方法
①情報公開請求書により請求してください。
②請求書配布場所(市役所1階行政情報コーナー)

※市ホームページからもダウンロードできます。
▼費用
①公文書の写し1枚につき10円(A4単色の場合)
②決定に不服があるとき
部分公開または非公開の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。その決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

◆個人情報保護制度
個人の権利利益の保護と個人情報を適正に取り扱うため、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求することができます。ただし、法令などにより開示することができないとき、開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害する恐れがあるときなど、開示できない場合があります。

▼開示の請求
開示の請求は各窓口で行えます。受付日から原則15日以内に開示・不開示の決定を行います。

▼開示できる場合は、開示の日時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

▼個人情報の開示請求ができる方
①自己に関する個人情報を市が保有している方
②①に該当する未成年者または成年被後見人の法定代理人(個人番号が内容に含まれる特定個人情報については、任意代理人による請求も可)

▼請求方法
①個人情報開示請求書に本人、法定代理人または任意代理人であることを証明する書類を添えて請求してください。
②請求書配布場所(市役所1階行政情報コーナー)

※市ホームページからもダウンロードできます。
▼費用
①公文書の写し1枚につき10円(A4単色の場合)
②決定に不服があるとき
部分公開または不開示の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。その決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

▼開示の請求
開示の請求は各窓口で行えます。受付日から原則15日以内に開示・不開示の決定を行います。

▼開示できる場合は、開示の日時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

▼個人情報の開示請求ができる方
①自己に関する個人情報を市が保有している方
②①に該当する未成年者または成年被後見人の法定代理人(個人番号が内容に含まれる特定個人情報については、任意代理人による請求も可)

▼請求方法
①個人情報開示請求書に本人、法定代理人または任意代理人であることを証明する書類を添えて請求してください。
②請求書配布場所(市役所1階行政情報コーナー)

総務課行政班
☎0475(70)0300



山武水道からのお知らせ

◆令和4年度予算の概要

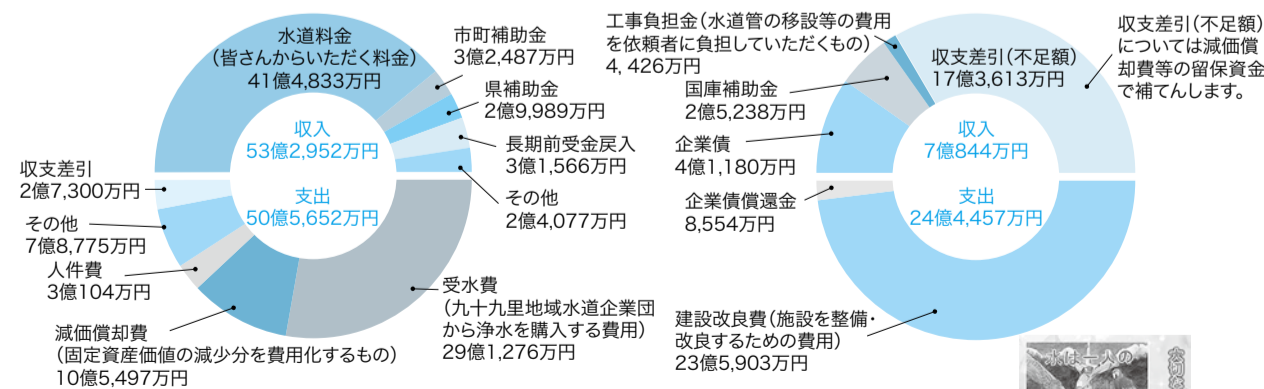
令和4年2月14日に開催された山武郡市広域水道企業団議会2月定例会において、令和4年度の予算が承認されました。

水道事業会計の予算は、水道水を家庭まで届けるために必要な費用およびその財源についての「収益的収支」と、水道施設を新たに整備・改良するために必要な費用およびその財源についての「資本的収支」から成り立っています。

近年、水道水の使用量が減っているため、水道料金の収入も減少しています。このような中、「中長期経営プラン2016」に掲げた基本理念である「次世代へつなぐ強靱で安心な水道」の実現に向け、令和4年度予算は水道施設の維持管理や更新、耐震化対策など計画に掲げた事業を着実に推進できるよう編成しました。

山武水道は、今後も安全で安心な水道水の安定供給に努めます。

収益的収支(事業の管理・運営にかかわる予算) 資本的収支(施設の整備・改良にかかわる予算)



◆6月1日~7日は水道週間です

スローガン「大切な水と一緒に暮らす日々」
毎日皆さんが使う「水道」は、暮らしに欠かせない重要なライフラインです。水道週間は、日常生活に欠かせない「水道」について理解と関心を深めてもらうことを目的に毎年行われています。

この機会に「水道」について改めて考えてみませんか。
山武郡市広域水道企業団企画財政課 ☎0475(55)7852



出典: (公社)日本水道協会

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の要介護認定を受けている方などで、次の要件を満たす方は、自宅などで不在者投票をすることができます。

この制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要となりますので、ご相談ください。

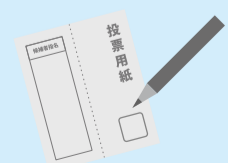
▶身体障害者手帳=次のいずれかに該当する方

- ①両下肢・体幹・移動機能(1級または2級)
- ②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸(1級または3級)
- ③免疫・肝臓(1級~3級)

▶戦傷病者手帳=次のいずれかに該当する方

- ①両下肢・体幹(特別項症~第2項症)
- ②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓(特別項症~第3項症)

▶介護保険被保険者証=要介護5の方



山武選挙管理委員会 ☎0475(70)0397